

LP協会保安第22～71号
平成22年11月25日

都道府県協会 御中
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

液石法に基づく保安業務の確実な実施に関する注意喚起について
(お願い)

標記について、経産省より別添のとおり法令に基づく立入検査において、供給開始時及び定期点検・調査等を実施していない販売事業者があったことから、下記事項等の法令遵守の周知徹底依頼がありました。

また、昨今同様の法令違反による行政指導及び行政処分が散見されています。

つきましては、都道府県協会は会員を通じ、また、企業会員は営業所等に対して、保安確保の観点から下記事項等の法令遵守の注意喚起について周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 供給設備・消費設備における供給開始時及び4年に1回以上点検・調査を行うこと。
2. 法令事項を記載した書面（周知文書）を供給開始時及び2年に1回以上配布し、周知すること。

なお、開放式湯沸器及び立消え安全装置・不燃防のない湯沸器、ふろがま等（密閉式・屋外式は除く）については、供給開始時及び1年に1回以上配布し、周知すること。

以上
発信手段：Eメール
担当者：内倉、堀江、瀬谷

経済産業省

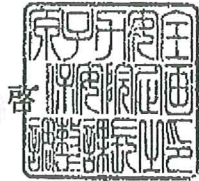
号 3 1 案 第 企 保 2 2
日 2 2 月 1 1 年 2 2 西 平

2 2 原 企 課 第 1 2 6 号
平 成 2 2 年 1 1 月 2 2 日

社 団 法 人 エ ル ピ ー ガ ス 協 会
会 長 川 本 宜 彦 殿



経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 企 画 調 整 課 長 片 山



経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 液 化 石 油 ガ ス 保 安 課 長 北 沢 信 幸

液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保 及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 する 法 律 第 3 4 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 行 う べ き 保 安 業 務 の 確 実 な 実 施 に 関 する 注 意 喚 起 に つ い て

上 記 の 件 に つ い て 、 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 は 、 別 添 (N I S A - 2 7 4 c - 1 0 - 4)
の と お り 、 各 産 業 保 安 監 督 部 等 及 び 各 都 道 府 県 に 対 し て 通 知 す る こ と と し 、 注 意 喚 起 文
書 を 発 出 い た し ま し た の で 、 御 連 絡 い た し ま す 。

つ き ま し て は 、 貴 傘 下 の 関 係 者 に 対 し ま し て も 周 知 徹 底 方 を お 願 い い た し ま す 。

経済産業省

22原企課第126号
平成22年11月22日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第34条第1項の規定に基づき行うべき保安業務の確実な実施に関する注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課
N I S A - 2 7 4 c - 1 0 - 4

平成22年6月及び7月に原子力安全・保安院が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく立入検査を実施したところ、別添のとおり、液石法第34条第1項の規定に基づき行うべき保安業務（液石法第27条第1項に規定する保安業務をいう。）を実施していない事案がありました。

このため、保安の確保の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対して、下記の事項が遵守されるよう注意喚起します。

記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第36条第1項第1号の表の上欄イに掲げる供給設備の点検事項のうち、同表中欄（4）に掲げる事項について供給開始時及び4年に1回以上点検を行うこと。
2. 規則第37条第1号の表の上欄イに掲げる消費設備の調査事項のうち、同表中欄（2）に掲げる事項について供給開始時及び4年に1回以上調査を行うこと。
3. 規則第38条に規定する2年に1回以上の回数で規則第27条各号の事項を記載した書面を配布し、同条各号の事項を周知させること。

平成22年11月12日

原子力安全・保安院

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくツバメ産業株式会社に対する命令について

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関であるツバメ産業株式会社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行いました。

その結果、同社が液化石油ガスを販売している消費者に対し同法の規定により実施すべき保安業務のうち、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を多数の消費者において同法で定める期限内に実施していなかったことなどを確認しました。

このため、本日、同社に対して、実施していない保安業務の実施を命じるなど同法に基づく行政処分を行いました。

1. 概要

当省原子力安全・保安院は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者及び保安機関であるツバメ産業株式会社に対する立入検査を実施した結果、以下の事項について確認しました。

- (1) 同社徳島営業所において、液石法第27条第1項第1号及び第2号並びに第34条第1項の規定に基づき、4年に1回以上行うべき供給設備点検・消費設備調査について、同社が当該点検・調査を実施すべき一般消費者等数826件のうち670件において実施されていなかったこと。

また、定期供給設備点検・消費設備調査が実施されていない一般消費者等670件のうち、承継により引き継いだ181件については、承継前の保安業務に係る液石法第81条第1項の帳簿を備えておらず、供給開始時に行うべき供給設備点検・消費設備調査の実施について確認していなかったこと。

- (2) 同社徳島営業所において、液石法第27条第1項第3号及び第34条第1項の規定に基づき、2年に1回以上行うべき液化石油ガスによる災害の防止に関し必要な事項の周知について、同社が当該周知を実施すべき一般消費者等数826件のうち29件において、実施されていなかったこと。
- (3) 同社本社及び徳島営業所において、液石法第27条第1項第2号及び第34条第1項の規定に基づき、4年に1回以上行うべき消費設備の調査事項のうちの一部について、実施されていなかったこと。

2. 命令の概要

上記の違反について、同社に対し、液石法第90条第1項の規定に基づく聴聞及び行政手続法第13条第1項の規定に基づく弁明の機会の付与を行った結果、同社から弁明等はありませんでした。このため、本日、当省は同社に対し、液石法第26条及び第34条第3項の規定に基づく命令を行いました。命令の概要は以下のとおりです。

- (1) 液石法第26条の規定に基づき、この命令を受けた日の翌日から起算して6か月の間、同社のすべての販売所において、新たに一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結する事業を停止すること。
- (2) 液石法第34条第3項の規定に基づき、同社が行うべき保安業務の実施及びその方法の改善について、以下の事項を行うこと。
 - ① 当省原子力安全・保安院が同社において確認した1.(1)から(3)までに記載する液石法第34条第1項の規定に違反して実施されていない保安業務について実施計画を作成し、早急に実施すること。
 - ② 同社における保安業務の確実かつ適切な実施を確保するため、同社本社による各事業所の監督の方法も含めて、保安業務の実施に関する改善計画を策定し、改善計画に従い保安業務の方法の改善を行い、保安業務を実施すること。
 - ③ ①の実施計画及び②の改善計画を平成22年11月24日までに報告すること。

また、①の実施計画に基づく保安業務の実施状況並びに②の改善計画に基づく保安業務の方法の改善状況及び保安業務の実施状況について、報告の日から1年間、四半期ごとに報告すること。

<参考>

ツバメ産業株式会社の概要

○本 社：大阪府大阪市住吉区

○営業所：大阪府及び徳島県に3つの液化石油ガス販売所を展開し、液化石油ガス販売に係る一般消費者数は全社で1,106戸。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

液化石油ガス保安課長 北沢

担当者：矢島、岡田

電 話：03-3501-1511 (内線 4951)

03-3501-1672 (直通)